

公 告

次のとおり事後審査型一般競争入札に付する。

令和8年9月14日

宇和島市長 岡 原 文 彰

事後審査型一般競争入札公告個別事項

入札に付する事項	工 事 名	移住体験住宅解体撤去工事	
	工 事 場 所	宇和島市 吉田町沖村	
	工 事 概 要	解体撤去 移住体験住宅 ＜コンクリートブロック造 2階建（1階60.25m2、2階60.25m2）＞	
	工 期	工事開始日	契約成立の日の翌日
		工期末日	令和9年1月12日
	予 定 価 格	¥ 4,800,000 －（消費税及び地方消費税を除く。）	
調査基準・最低制限価格の適用	調査基準価格	無	
	最低制限価格	無	
入札参加資格	(1)設計業務等の受託者	商号又は名称	－
		住所	－
	(2)建設業許可	許可業種	解体工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本店等区分	本店
		本店等所在地	宇和島市内
	(3)経営事項審査 (4)格付等	格付(登録)業種	解体工事
		格付等級及び経審	－
		登録所在地	市内
		その他(格付け等)	－
	(5)施工実績(過去15年間)	工事の種類等	建築物に係る解体工事
		その他(元請、出資比率等)	－
	(6)配置予定技術者の資格等及び従事経験(過去15年間)	種 類	主任技術者又は監理技術者
		法令による資格・免許等	・上記(2)に掲げる許可業種に関して「建設業法(昭和24年法律第100号)」第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(上記(2)に掲げる許可業種に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習終了履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者
		従事経験	－

契約条項を示す場所及び問合せ先	担当部局 (設計担当課)	総務部契約検査室契約係 (企画政策部企画課)
	電 話 番 号	0895-24-1111
	F A X 番 号	0895-24-1123
	電 子 メール	keiyaku@city.uwajima.lg.jp
	住 所	〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
日 程 等	設計図書等の閲覧期間	入札公告日から令和8年10月6日(火)
	設計図書等に対する質疑書の提出期限	入札公告日から令和8年9月18日(金) 正午
	質疑に対する回答書の閲覧期間	令和8年9月29日(火) から 令和8年10月6日(火)
	工事費内訳書の提出期間	令和8年10月2日(金) から 令和8年10月6日(火) までのシステム稼働時間中(ただし最終日は正午まで)
	入札期間	令和8年10月2日(金) から 令和8年10月6日(火) までのシステム稼働時間中(ただし最終日は正午まで)
	工事費内訳書事前確認の日時	令和8年10月6日(火) 午後 00時30分
	開札日時	令和8年10月6日(火) 午後 02時05分
	開札場所	宇和島市役所4階 入札室
	入札参加資格確認申請書の提出期限	令和8年10月7日(水) 正午 ※開札後、落札候補者のみ提出(ただし調査基準価格を下回った入札が行われた場合等は、別に定める提出期限。)
	落札者の決定期限	令和8年10月9日(金) (ただし入札参加資格について疑義があった場合又は調査基準価格を下回った入札が行われた場合等は、この限りではない。)
	低入札価格調査資料の提出 (※調査基準価格を下回った入札が行われた場合)	不要
支払い条件等	契 約 保 証 金	請負代金額の10分の1に相当する額以上とする。
	前 払 金	請負代金額の10分の4に相当する額以内とする。
	部 分 払	宇和島市契約規則(平成17年8月規則第56号)第66条の規定による。
そ の 他	ア) この公告の工事の入札は、電子入札システムによる。ただし、やむを得ない事由により、事前に市の承諾を得た場合は、紙入札方式によることができる。 イ) 紙入札方式による場合は、休日(「宇和島市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)」に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く、上記「入札期間」の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし最終日は正午まで)に上記「担当部局」に入札書及び内訳書を持参により提出するものとする。 ウ) この公告の工事は、「宇和島市入札参加除外措置要領(平成24年告示第68号)」の対象であり、入札期間の初日から落札決定日までの間に入札参加除外の期間がある者の入札は無効とする。 エ) この公告の工事で、「建設業法施行令(昭和31年政令第273号)」第27条第2項の規定による主任技術者の兼任を予定している場合は、入札を行うまでに、現在、主任技術者として従事している工事の発注者から承諾を得ておくこと。 オ) 入札参加資格における施工実績が、完成した宇和島市発注の工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。 カ) 工事請負契約締結後に賃金水準又は物価水準の変動により、当初の契約金額が不適当となった場合、工事請負契約約款第26条に規定するスライド条項に基づき、契約金額の変更を請求できる。なお、請求にあたっては工事主管課と十分に協議を行うこと。 キ) この公告の工事は、「宇和島市週休2日確保工事試行要領(令和6年7月1日制定)」に基づく発注者指定型の対象であり、現場閉所日の確保、実施方法及びその他の取り扱いについては、同要領の規定による。	

注1) 入札参加資格について「ー」が記入されている項目については、入札参加資格として設定していない項目である。

注2) 上記各期間について「システム稼働時間中」とは、電子入札システムの稼働時間中のことであり、休日を除く日の午前9時から午後8時までをいう。